

第20回久慈市議会定例会会議録（第4日）

議事日程第4号

平成22年3月2日（火曜日）午後1時30分開議

- 第1 議案第20号、議案第23号（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号（教育民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第3 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第4 議案第28号から議案第30号まで
提案理由の説明・総括質疑
委員会付託省略
議案第28号（質疑・討論・採決）
議案第29号（質疑・討論・採決）
議案第30号（質疑・討論・採決）
- 第5 議員派遣の件（採決）
- 第6 発議案第29号、発議案第30号、発議案第31号、発議案第33号（採決）
- 第7 発議案第28号、発議案第32号
提案理由の説明・総括質疑
委員会付託（発議案第28号、発議案第32号）

会議に付した事件

- 日程第1 議案第20号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第23号 町の区域の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第2 議案第21号 市税条例の一部を改正する条例
議案第22号 久慈市立小中学校設置条例及び公民館条例の一部を改正する条例
議案第24号 岩手北部広域環境組合の設置の協議に関し議決を求めることについて
議案第25号 財産の取得に関し議決を求めること

について

- 日程第3 議案第1号 平成22年度久慈市一般会計予算
議案第2号 平成22年度久慈市土地取得事業特別会計予算
議案第3号 平成22年度久慈市国民健康保険特別会計予算
議案第4号 平成22年度久慈市老人保健特別会計予算
議案第5号 平成22年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号 平成22年度久慈市介護サービス事業特別会計予算
議案第7号 平成22年度久慈市魚市場事業特別会計予算
議案第8号 平成22年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算
議案第9号 平成22年度久慈市公共下水道事業特別会計予算
議案第10号 平成22年度久慈市水道事業会計予算
- 日程第4 議案第28号 平成21年度久慈市一般会計補正予算（第8号）
議案第29号 平成21年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第30号 平成21年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 発議案第29号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書の提出について
発議案第30号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について
発議案第31号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について
発議案第33号 久慈市議会議員定数条例審査特別委員会の設置について
- 日程第7 発議案第28号 久慈市議会議員定数条例
発議案第32号 久慈市議会議員定数条例

出席議員 (25名)

- 1 番 梶 谷 武 由君 2 番 上 山 昭 彦君
- 3 番 泉 川 博 明君 4 番 木ノ下 祐 治君
- 5 番 澤 里 富 雄君 6 番 藤 島 文 男君
- 7 番 砂 川 利 男君 8 番 畑 中 勇 吉君
- 9 番 小 倉 建 一君 10 番 山 口 健 一君
- 11 番 中 平 浩 志君 12 番 中 塚 佳 男君
- 13 番 佐々木 栄 幸君 14 番 桑 田 鉄 男君
- 15 番 堀 崎 松 男君 16 番 大久保 隆 實君
- 17 番 小野寺 勝 也君 18 番 城 内 仲 悦君
- 19 番 下斗米 一 男君 21 番 下 舘 祥 二君
- 22 番 大 沢 俊 光君 23 番 濱 欠 明 宏君
- 24 番 八重櫻 友 夫君 25 番 高屋敷 英 則君
- 26 番 宮 澤 憲 司君

欠席議員 (なし)

欠員 (1名)

- 20 番

事務局職員出席者

- 事務局長 根 井 元 事務局次長 澤里 充男
- 庶務グループ 外谷 隆 司 議事グループ 長内 実
- 総括主査 主 査 津内口昌紀

説明のための出席者

- 市 長 山内 隆文君 副 市 長 菅原 和弘君
- 副 市 長 外舘 正敏君 総務企画部長 佐々木信蔵君
- 市民生活部長 野田口 茂君 健康福祉部長 (兼福祉事務所長) 菅原 慶一君
- 農林水産部長 亀田 公明君 産業振興部長 下舘 満吉君
- 産業振興部部長 猪久保健一君 建設部長 (兼水道事務所長) 晴山 聰君
- 山形総合支所長 田老 雄一君 教育委員長 鹿糠 敏文君
- 教 育 長 未崎 順一君 教 育 次 長 中居 正剛君
- 選挙管理委員会 委員 長 鹿糠 孝三君 監 査 委 員 木下 利男君
- 農 業 委 員 会 長 荒澤 光一君 総 務 企 画 部 総 務 課 長 (併選挙事務局長) 勝田 恒男君
- 総務企画部 財政課 長 宇部 辰喜君 教育委員会 総務学事課長 鹿糠沢光夫君
- 監査委員 長 松本 賢君 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 遠川 保雄君

午後1時30分 開議

○議長(宮澤憲司君) ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(宮澤憲司君) 諸般の報告をいたします。

市長から議案の追加提出があり、お手元に配付してあります。

次に、議員発議案6件及び当職の提出議案1件をお手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告が提出され、お手元に配付をしてあります。

[参 考]

発議案第28号

久慈市議会議員定数条例

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月2日提出

久慈市議会議長 宮澤 憲司 様

提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 桑田 鉄男

提出者 久慈市議会議員 下舘 祥二

提出者 久慈市議会議員 山口 健一

提出者 久慈市議会議員 下斗米一男

提出者 久慈市議会議員 藤島 文男

提出者 久慈市議会議員 小倉 建一

提出者 久慈市議会議員 泉川 博明

提出者 久慈市議会議員 畑中 勇吉

提出者 久慈市議会議員 大久保隆實

提出者 久慈市議会議員 中平 浩志

久慈市議会議員定数条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、久慈市議会議員の定数は、24人とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

地方自治法第91条第1項の規定に基づき市議会議員の定数を定めようとするものである。

発議案第29号

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第

14条の規定により提出します。

平成22年3月2日提出

久慈市議会議長 宮澤 憲司 様

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男

提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

地方自治体が中央政府に対し陳情することは、地方の実情を踏まえた提言や要望を地方の声として国会に反映させていく上で極めて重要な手段である。

政府・与党では、窓口を民主党本部幹事長室に一元化することとしており、これに対して、地方公共団体からは、「国に地方の声が届くのか」と不安や危惧の声が多くあがっている。

地方と国との円滑な意思疎通の手段を制限することは、地方分権を推進する中であって大きな阻害要因となることは明白である。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特にも多様化、専門化している行政への要望等を立法府を構成する政党が一元化して受ける形式は、事実上、行政への窓口を開かずことになり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国においては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める適切な仕組みを保障するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月2日

岩手県久慈市議会

議長 宮澤 憲司

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国家戦略担当大臣 殿

総務大臣

財務大臣

内閣官房長官

発議案第30号

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出
について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月2日提出

久慈市議会議長 宮澤 憲司 様

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男

提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

唯一の被爆国である我が国にとって、核兵器廃絶と恒久平和は、国民の心からの願いである。

しかし、核兵器は未だに世界に約2万発以上も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。また、最近の核をめぐる世界の動向は核不拡散体制を大きく揺るがしているところである。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれるNPT再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるよう次の事項に取り組みされることを強く要望する。

記

1. 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
3. 核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に

全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月2日

岩手県久慈市議会
議長 宮澤 憲司

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
外務大臣

発議案第31号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月2日提出

久慈市議会議長 宮澤 憲司 様

提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男

提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、

資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置された消費者庁の共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年3月2日

岩手県久慈市議会
議長 宮澤 憲司

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 殿
法務大臣
金融担当大臣
消費者庁担当大臣

発議案第32号

久慈市議会議員定数条例

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月2日提出

久慈市議会議長 宮澤 憲司 様

提出者 久慈市議会議員 城内 仲悦
提出者 久慈市議会議員 八重櫻友夫
提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄
提出者 久慈市議会議員 上山 昭彦
提出者 久慈市議会議員 濱欠 明宏
提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光
提出者 久慈市議会議員 高屋敷英則
提出者 久慈市議会議員 梶谷 武由
提出者 久慈市議会議員 砂川 利男
提出者 久慈市議会議員 木ノ下祐治
提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

久慈市議会議員定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、久慈市議会議員の定数は、25人とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

地方自治法第91条第1項の規定に基づき市議会議員の定数を定めようとするものである。

発議案第33号

久慈市議会議員定数条例審査特別委員会の設置 について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月2日提出

久慈市議会議長 宮澤 憲司 様

提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光
提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男
提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男
提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

久慈市議会議員定数条例審査特別委員会の設置 について

1 本議会に議長を除く議員全員をもって構成する議員定数条例審査特別委員会を設置し、次の事項を付託する。

第20回久慈市議会定例会発議案第28号及び発議案第32号に関する事項

2 久慈市議会議員定数条例審査特別委員会は、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとし、議会在本付託事件を議決するまでの間、継続して審査を行うものとする。

議員派遣の件

平成22年3月2日

地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 平成22年度岩手県市議会議長会定期総会
 - (1) 派遣目的 地方自治の本旨に沿い、相提携し、都市の興隆発展・地方自治の充実強化・市議会の制度及び運営に資するため
 - (2) 派遣先 二戸市
 - (3) 派遣期間 平成22年4月8日から9日までの2日間
 - (4) 派遣議員 濱欠明宏副議長
- 2 第62回東北市議会議長会定期総会
 - (1) 派遣目的 地方自治の本旨に沿い、相提携し、都市の興隆発展・地方自治の充実強化・市議会の制度及び運営に資するため
 - (2) 派遣先 福島県会津若松市
 - (3) 派遣期間 平成22年4月15日から16日までの2日間
 - (4) 派遣議員 濱欠明宏副議長
- 3 市町村アカデミー「第1回市議会議員特別セミナー」研修会
 - (1) 派遣目的 住民福祉の向上、地域の活性化等さまざまな課題に対処できるよう、研修を通じて重要な政策課題等について理解を深め、もって市の発展に資するため
 - (2) 派遣先 千葉県千葉市「市町村職員中央研究所（市町村アカデミー）」
 - (3) 派遣期間 平成22年4月14日から16日までの3日間
 - (4) 派遣議員 山口健一議員

~~~~~

### 市長の諸般の報告

○議長（宮澤憲司君） 次に諸般の報告のため、市長から発言を求められておりますので、これを許します。山内市長。

〔市長山内隆文君登壇〕

○市長（山内隆文君） 大津波警報発令に伴う対応等について、諸般の報告を申し上げます。

去る2月28日午後、南米チリの大地震で発生した津波は、約1日かけて太平洋を横断し日本まで到達し、国内の一部地域に被害をもたらしたところであります。

当市では、28日午前9時33分に青森県から宮城県までの三陸沿岸に大津波警報が気象庁から発表されたことに伴い、同時刻久慈市災害対策本部を設置し、久慈消防署及び久慈市消防団を初めとする関係機関と連携して、久慈湊、諏訪下、小袖、久喜地区の海岸水門の閉鎖、海面の監視警戒、避難誘導等その対処に努めたところであります。

また、津波の到達予想時刻が13時30分、また予想される高さが3メートルと報じられたことから、10時45分に沿岸地区住民に避難勧告を発令し、引き続き、避難指示を11時30分及び12時30分に発し、3,215世帯、8,945人の住民へ避難を呼びかけ、13カ所の避難場所にて1,133人が避難したところであります。

津波の第一波は、到達予想時刻の約40分後、14時11分に久慈港で30センチの津波が観測され、その後、最大波1.2メートルが15時49分及び17時01分に二度観測されたところであります。

現在のところ、今回の津波により、人的被害や家屋被害の報告はないところでありますが、引き続き被害状況について調査を取り進めておりますことから、被害の把握と復旧に向けて関係機関と連携し、鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第1 議案第20号、議案第23号

○議長（宮澤憲司君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第20号及び議案第23号を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。大沢総務常任委員長。

〔総務常任委員長大沢俊光君登壇〕

○総務常任委員長（大沢俊光君） 本定例会において、総務委員会に付託されました議案2件について、去る2月22日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果について、ご報告いたします。なお、議案審査に先立ち、議案第23号の審査の参考とするため、現地調査を実施したところであります。それでは、最初に議案第20号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、地方公務員法改正に伴い、超勤代休時間を新設するとともに、週休日の振替に関し所要の整備をしようとするものであります。

具体的な内容であります。まず、週休日の振替については、本年4月1日からの勤務時間の短縮に伴い、週休日の振替単位をこれまでの「1日または半日単位」から、「1日または4時間単位」に変更しようとするものである。

また、超勤代休時間については、本年4月1日から、月60時間を超える超過勤務に対しては、割増超過勤務手当が支給されることになるが、この割増分の超過勤務手当の支給にかえて、代休を指定することができるようにするものである。したがって、この代休を指定した場合には、割増超過勤務手当の支給は、要しないものとするものである。との当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、月60時間を超える超過勤務の実態、制度創設の経緯及び目的についてただしたのに対し、平成21年4月から本年1月までの10カ月間において月60時間を超える超勤をした職員の実績は、延べ人数で87人、月平均8.7人となっている。また、この制度は人事院勧告により創設されたもので、超過勤務時間の縮減を目指すものであるが、仕事と生活の調和を図る観点から、職員の健康管理も大きな目的であるとらえている。との答弁がありました。

また、代休の選択及び代休日の指定方法についてただしたところ、代休の選択、及び代休日の指定については、どちらも本人が指定するものであり、事務的には超勤をした翌月の4日までに指定することとなる。また、代休日を指定できる期間は、超勤をした翌月から2カ月の期間となる。との答弁がありました。

そのほか、振替単位の変更による影響、代休を履行できなかった場合の措置、職員の健康管理の考え方などの質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第20号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「町の区域の変更に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、川崎町第4地割の区域に隣接している表町第1地割の区域の一部を、実状に合うように変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。

具体的な内容であります。川崎町の区域に編入しようとする土地は、表町第1地割9番地50の1筆であり、面積は110.94平方メートル、地目は宅地である。土地所有者から、当該土地は、隣接する土地と一体的に使用しているが、川崎町と表町の町界が存在するため支障を来しており、隣接する土地と同様の表示とするよう要望があったものである。

調査の結果、昭和63年に表町第1地割の区域の一部を川崎町第4地割に変更しており、この際、隣接する土地は、表町第1地割から川崎町第4地割に編入されたが、当該土地については、当時、JRの鉄道用地であったことから、編入されなかったものである。その後、平成20年にJRから現在の所有者に譲り渡されており、このことから、町の区域を実状に合うよう変更しようとするものである。

区域変更の手續きとしては、市議会において議決後、県知事に届け出し、県知事の告示をもって効力を生ずることとなる。との当局からの説明がありました。

以下、審査の概要であります。まず、区域の変更には「町」と「字」の変更があるが、本案が「町」の変更となる理由についてただしたところ、本案は「字」の区域に位置づけられた表町を、「大字」いわゆる「町」の区域に位置づけられる川崎町に編入することから、「町の区域の変更」となるものである。との答弁がありました。

また、今後の表町第1地割周辺の区域変更の考え方をただしたところ、表町第1地割のほとんどはJR用地と道路用地であるが、今後、所有者等から申し出等があった場合は対応してまいりたい。との答弁がありました。

そのほか、所有者の申し出と現在実施中の川崎町地

区内の国土調査とのかかわりなどについて質疑が交わされ、採決の結果、議案第23号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（宮澤憲司君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第20号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第23号「町の区域の変更に関し議決を求めることについて」採決いたします。

以上、2件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号及び議案第23号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第2 議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号

○議長（宮澤憲司君） 日程第2、議案第21号、議案第22号、議案第24号及び議案第25号の4件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。佐々木教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長佐々木栄幸君登壇〕

○教育民生常任委員長（佐々木栄幸君） 本定例会において、教育民生委員会に付託されました議案4件について、去る2月22日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。なお、審査に先立ち、議案第22号及び議案第25号については、現地調査を実施したところであります。

初めに、議案第21号「市税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

本条例は、旧市村の合併協議に基づき、不均一課税により対応している、国民健康保険税の所得割額等の税率を、平成20年度の課税から段階的に見直し、平成

23年度において税率を統一するため、3度目の改正をしようとするものであり、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、今回の改正による世帯ごと、被保険者ごとの負担増となった額及び、今回の改正の影響を受ける対象世帯数、対象者数と全体の影響額について、ただしたところ、負担増となる額については、一世帯当たり6,600円、一人当たりでは2,900円と見込んでいる。また、平成21年度の不均一課税の世帯数は662世帯、被保険者数は1,361人であり、全体の影響額は、600万円程度の増額を見込んでいる、との答弁がありました。

次に、国保会計の財政調整基金の残高及び国保財政の適正な運営に必要な基金の額について、ただしたのに対し、国保会計の財政調整基金の残高は2,478万1,000円となっており、国から示されている適正な基金の額は、医療給付費等の過去3カ年平均の5%程度としており、本市の場合は、約1億8,000万円となる、との答弁がありました。

そのほか、国保財政の今後の見通し、国民健康保険税の収納率、財政安定化支援事業の交付税算定額、国保財政への政策的な繰り入れの額、収納率向上に納税貯蓄組合が果たしている役割などについて質疑があったところであります。

議論の中では、合併の精神である、負担は低いほうに給付は高いほうにという基本からすれば賛成できないとの意見、国保税の不均一課税の解消は合併協定事項で、当然やらなければならない決り事であり賛成である、との意見があったところであります。

採決の結果、議案第21号は、「賛成多数」で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「久慈市立小中学校設置条例及び公民館条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

本条例は、第1条の久慈市立小中学校設置条例の改正については、枝成沢小学校を平成22年3月末をもって廃止しようとするものであり、第2条の公民館条例の改正については、3月末をもって閉校する枝成沢小学校の校舎部分を除く屋内運動場、校庭等を4月1日から久慈市立中央公民館、枝成沢分館として設置しようとするものであります。

枝成沢小学校は、平成20年5月に教育委員会が定め

た、学校再編の基本方針において、早急に再編を進めることとした第1期再編対象校であり、昨年2月に行われた枝成沢町内会臨時総会において、平成22年3月31日をもって閉校することに合意すると報告があったことから、平成22年4月1日に久慈小学校と統合しようとするものである。

なお、枝成沢小学校では地元住民による閉校記念事業実行委員会が組織され、閉校に向けた諸準備が進められているところである。

また、施設の活用については、平成21年11月に枝成沢町内会より、屋内運動場と校庭を町内会の事業や行事で利用したいとの要望があり、屋内運動場は、国庫補助事業完了後10年未満の施設であることから、公立学校施設整備補助金に係る財産処分の手続きをするために、文部科学大臣の承認が必要であり、公の施設等として位置づけるよう、国・県から指導があったことから、久慈市立中央公民館、枝成沢分館として位置づけ、地区のコミュニティ施設としての活用をするものであり、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

管理の方法及び、地元の方々が使用する場合の制限等はあるのかと、ただしたところ、枝成沢分館は今現在、地元町内会に管理を委託したいと考えており、施設管理委託料として37万9,000円のほか、電気料等の施設経費として、平成22年度予算に約100万円を計上している。また、施設の使用制限については、公の施設として設置することから、利用についての制限はないが、町内会等のコミュニティ団体が使用する場合には、社会教育関係団体の減免制度により、使用料の50%が減免となる。なお、枝成沢地区には地域公民館があることから、町内会から要望のあった利用予定回数は、年間4回程度であった、との答弁がありました。

次に、補助金返還及び、起債の繰り上げ償還について、ただしたのに対し、枝成沢小学校の屋内運動場は平成13年の建設であり、10年を経過していないことから、国・県からの指導を受け、公の施設としての位置づけをし、公立学校施設整備補助金に係る財産処分について、文部科学大臣の承認を受けることで補助金の返還は不要となる。また、そのことにより起債の繰り上げ償還の必要もなく、今までどおりの償還計画による起債の償還を行うことになる、との答弁がありまし



た。

そのほか、統合により小規模校から大規模校に通学する子供達への配慮と通学手段、指定管理による公民館の管理、施設の管理及び除雪などについて、質疑があったところであります。

採決の結果、議案第22号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「岩手北部広域環境組合の設置の協議に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、ごみに限る一般廃棄物の処理に関する事務を、久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町の8市町村で共同処理するため、新たに岩手北部広域環境組合を設置しようとするもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

厚生労働省が進めるごみ処理の広域化に基づき、平成11年3月に策定された岩手県ごみ処理広域化計画では、ダイオキシン類の排出が少ない、全連続炉で処理能力、日量100トン以上の規模が必要とされ、久慈地区と二戸地区は県北ブロックとして位置づけられたことから、平成15年度から協議を始めてきたものである。規約に定める事項として、組織の種類は、一部事務組合、組織の名称は岩手北部広域環境組合、構成団体は久慈・二戸広域の2市、3町、3村、議会の構成は18人、管理者は1人、副管理者は7人、会計管理者は1人、監査委員は2人、事務所の位置は管理者の属する市町村、事務局体制は当面5人、共同事務としての廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に規定する基本計画、ごみに限る、の策定に関すること。前号の計画に基づく新たな一般廃棄物処理施設、ごみ処理施設に限る、の設置、管理及び運営に関すること。

また、負担割合については、均等割10分の1、処理量割10分の9であり、その基準年については、調査計画費は平成16年度から平成20年度まで、建設費は平成19年度から平成24年度まで、運営管理費は前々年度となっている。

循環型社会形成推進地域計画では、ごみの排出量を10%減量することとしており、概算事業費では、建設費、約92億3,000万円、計画支援費、約4億6,000万円、計96億9,000万円を現時点で見込んでおり、交付額は対象事業費の3分の1となる、との説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、日量100トンのごみを焼却する計画となっているが100トンを超えた場合と100トン未満となった場合の対応について、ただしたところ、現在、100トン規模が予想されており、今後の状況、議論により規模を決定することになる。しかし、施設の能力を超える部分は第二クリーンセンターやその他の施設に委託していく方法も想定されており、処理能力以内であれば委託の必要はないものと考えている、との答弁がありました。

次に、久慈広域の焼却施設と最終処分場は平成30年までの使用が可能かと、ただしたところ、久慈、二戸の焼却施設については、現時点では修理をしながら平成30年まで稼働する計画で進めている。最終処分場についても、次第にごみが減少していることもあり、使用できる見込みであると聞いているとの答弁がありました。

次に、交付金事業を導入するためにはごみの有料化が前提となるのかと、ただしたのに対し、有料化の検討も含めてごみの減量に努めることとなっているが、交付金の要件とはなっていない、との答弁がありました。

次に、単独で処理施設を整備する場合は交付金の対象にならないのかと、ただしたのに対し、国の基準と県の広域化計画に沿った施設整備でなければ、交付金の対象にならないということから広域化で進めている、との答弁がありました。

そのほか、地域循環型社会形成推進地域計画、他市町村の議決状況、有料化の方法、当市のごみの現状と減量化計画、ごみの減量目標を達成できない場合の対応、現在の久慈広域の焼却施設の解体経費とそれに対する補助などについて、質疑があったところであります。

採決の結果、議案第24号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

済みません、訂正をお願いいたします。概算事業費では建設費約92億3,000万円、計画支援費約4億6,000万円、計96億9,000万円と訂正いたします。

次に、議案第25号「財産の取得に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、久慈小学校改築事業に伴い学校用地の拡張をするため、栄町第31地割109番地2ほか12筆、5,684

平方メートルの土地を9,151万2,400円で買い入れしようとするものであります。

取得する相手方は城内喜美さんであり、1平方メートル当たりの単価は1万6,100円となる。事務の経過については、平成21年9月に不動産鑑定評価業務委託をしたのち、財産評価委員会の諮問を受け、12月議会に用地取得費の予算を計上し、その後、租税特別措置法に基づく課税の特例を受けるための久慈税務署長への事前協議を行い、平成22年1月の土地売買の仮契約を締結し、今議会の議決を経て、3月に所有権移転登記を考えているとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、校舎の配置について、ただしたところ、基本設計と実施設計を繰越事業にし、平成22年度に実施することから配置は今後決定することとなるが、仮設校舎をつくらない方法での新校舎建設を考えており、校舎の半分を先に建設し、取り壊したところに残り半分を建設する形で進めたいと考えている。さらに、学童保育所の用地についても見出さなければならない、との答弁がありました。

次に、購入する土地の西側にある青線の使用予定及び、市道の計画について、ただしたのに対し、道路については、建設部から、まだ正式な協議はないが、いろいろと研究していると聞いており、今後、買収が確定すると協議があるものと考えている、との答弁がありました。

そのほか、租税特別措置法に基づく課税の特例などの質疑のほか、広大な土地を提供された地権者の方に対する感謝の意を示す発言もあったところであります。

採決の結果、議案第25号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（宮澤憲司君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。まず、議案第21号「市税条例の一部を改正する条例」について採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮澤憲司君） 起立多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「岩手北部広域環境組合の設置の協議に関し議決を求めることについて」採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮澤憲司君） 起立多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「久慈市立小中学校設置条例及び公民館条例の一部を改正する条例」及び議案第25号「財産の取得に関し議決を求めることについて」採決いたします。以上、2件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号及び議案第25号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号

○議長（宮澤憲司君） 日程第3、議案第1号から議案第10号までを議題といたします。

以上、10件に関し、委員長の報告を求めます。桑田予算特別委員長。

〔予算特別委員長桑田鉄男君登壇〕

○予算特別委員長（桑田鉄男君） 本定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第1号から議案第10号までの平成22年度久慈市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の計10件について、去る2月25日、26日の2日間にわたって委員会を開催し審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

委員会では、各般にわたり活発な質疑、答弁が交わされたところでありますが、本委員会は議長を除く全議員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁など、詳細な審査経緯につきましては、各位の承知するところでありますので、その結果について、ご報告を申し上げます。

まず、議案第1号「平成22年度久慈市一般会計予算」、議案第3号「平成22年度久慈市国民健康保険特別会計予算」及び、議案第5号「平成22年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」の3件は、採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号「平成22年度久慈市土地取得事業特別会計予算」、議案第4号「平成22年度久慈市老人保健特別会計予算」、議案第6号「平成22年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」、議案第7号「平成22年度久慈市魚市場事業特別会計予算」、議案第8号「平成22年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第9号「平成22年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」及び、議案第10号「平成22年度久慈市水道事業会計予算」の7件は、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮澤憲司君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。18番城内仲悦君。

○18番（城内仲悦君） 当局にお伺いいたします。予算審議の際にも、いわゆる廃屋対策について議論した、質問した経緯があるんですが、実は県の土木部に建築の担当がいらっしゃいますが、県のほうでも、いわゆる建築基準法なりあっていろんな対応のすべがあるというふうなこともありましたけれども、しかし、地元からのいろんな要請があれば、市と協議しながら対応していきたいというふうなことがあったようです。

本日、町内会の会長名で県の振興局長に廃屋対策についてお願いという文書が出されております。そこで、この文書によりますと、いわゆる築50年も経過した建物が市道沿いにあつて、既にもう屋根も倒壊して始めている状況にあるということが書かれておまして、これから春一番が吹く可能性が久慈市があるわけで、そういった風が吹く前には対応してほしいということになっておりますので、ぜひ何とか手立てを市としても県と協力しながらひとつやっつけていただきたいというふうに思うんですが、お伺いしたいと思います。

当面片づけるが大変であれば、いずれ工事用のネットでもかけて、物が飛ばないという状況をつくることが必要なかなって、現場見て私感じてるんですけども、ぜひ現場見て対応していただきたいなというふうに思っているところですが、お聞かせを願いたいとい

うふうに思います。

以上です。

○議長（宮澤憲司君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 廃屋の件で今ご質問いただきましたが、いずれ建築主事のその考え方の中でいろいろ進めていかなければならないというふうにはとらえております。市のほうのその受け入れ窓口といえますか、そういったところもいろいろ関係部局とも協議しなければならぬ、そういった部分もあろうかと思いますが、いずれ県のほうとも関係といいますか、協力いたしまして、現場のほうを確認しながら対処してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。17番小野寺勝也君。

〔17番小野寺勝也君登壇〕

○17番（小野寺勝也君） 議案第1号「平成22年度久慈市一般会計予算」に反対の討論をいたします。

なお、相互に関連があることから、特別会計にも言及いたします。

反対の第1の理由は、ごみの久慈地区、二戸地区を対象とした広域環境組合の問題であります。

広域環境組合の設立目的は、ダイオキシン類の排出が少ない全連続炉で処理能力日量100トン以上の規模が必要とされると定められております。

ごみ処理問題で大事なことは、リサイクル率の向上を含めたごみの減量化計画をきちんと立て、これに照応した施設整備を図るべきであります。

しかし、今回のごみ減量計画は、平成12年度比で10%減少という極めて機械的な計画であります。

ですから、ごみの減量努力で幾ら、人口減で幾ら、リサイクル率の向上で焼却ごみの減量は幾らかという具体的な数字は出てこないであります。

以上のような計画でも、平成31年の稼働開始2年目には、日量100トンというごみは確保できなくなる見通しであります。

稼働開始2年目で広域処理の目的が失われること、加えて20年間で36億円という中継施設の建設維持費が新たに生じることとなります。

現在では、100トン以下の焼却施設でも、ダイオキシン対策はできますし、建設費も10億円以下で可能と

なっています。

歴史の検証に耐えられるように再考すべきであります。

反対の第2の理由は職員の健康管理の問題であります。パワーハラスメントが以前から存在した疑いが濃いのに、職員のSOSをキャッチできないというのは異常で、職員がどうして病気になったのか、職場環境がどうだったのかについて、全く関心を示さないというのは驚きであります。

パワーハラスメントは犯罪であります。

反対の第3の理由は国保税の引き上げ問題であります。山形町に居住する市民に対して国保税を600万円増税しようとするものです。今回で3回連続の引き上げで、合計すると一世帯当たり2万円ほどの増税となります。

加えて、診療所の無床化問題が検討の対象となっているというに至っては論外であります。

以上、3点にわたって述べましたが、市民福祉の向上のために真摯な対応を切に述べ討論といたします。

○議長（宮澤憲司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。まず、議案第1号「平成22年度久慈市一般会計予算」について採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮澤憲司君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成22年度久慈市国民健康保険特別会計予算」について採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮澤憲司君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成22年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮澤憲司君） 起立多数であります。よって、

議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成22年度久慈市土地取得事業特別会計予算」、議案第4号「平成22年度久慈市老人保健特別会計予算」、議案第6号「平成22年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」、議案第7号「平成22年度久慈市魚市場事業特別会計予算」、議案第8号「平成22年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第9号「平成22年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」、議案第10号「平成22年度久慈市水道事業会計予算」について採決いたします。

以上7件は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、議案第4号、議案第6号から議案第10号までの以上7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第28号から議案第30号まで

○議長（宮澤憲司君） 日程第4、議案第28号から議案第30号までの3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。菅原副市長。

〔副市長菅原和弘君登壇〕

○副市長（菅原和弘君） 追加提案いたしました議案第28号「平成21年度久慈市一般会計補正予算（第8号）」の提案理由についてご説明申し上げます。今回の補正は、地域活性化・公共投資臨時交付金の交付限度見込み額が2月12日に示されたことに伴い、同交付金を活用した事業費を計上したものであります。なお、交付限度見込み額は2億962万5,000円となっております。

1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ8,264万円を追加し、補正後の予算総額を209億1,279万円にしようとするものであります。

次に、議案第29号「平成21年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります。今回の補正は、一般会計に計上されました地域活性化・公共投資臨時交付金に伴う財源更正を計上したものであります。

2ページ、3ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正は、第1表のとおり、市債から繰入金へ財源を更正しようとするものであります。

次に、第2条、地方債の補正は、4ページ、5ページの第2表のとおり、漁業集落排水事業について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第30号「平成21年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」であります。今回の補正は、先ほどの「漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」と同様に、一般会計に計上されました地域活性化・公共投資臨時交付金に伴う財政更正を計上したものであります。

2ページ、3ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正は、第1表のとおり、市債から繰入金へ財政を更正しようとするものであります。

次に、第2条、地方債の補正は、4ページ、5ページの第2表のとおり、下水道整備事業について限度額を変更しようとするものであります。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮澤憲司君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案3件はいずれも委員会の付託を省略し、直ちに審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。まず、議案第28号「平成21年度久慈市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条、「歳入歳出予算の補正」は、歳入・歳出ともそれぞれ款ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、13款国庫支出金、説明を求めます。佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページになりま

す。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金は、2月12日に交付限度見込み額が示されたことに伴い、地域活性化・公共投資臨時交付金8,264万円を計上いたしました。なお、交付限度見込み額は2億962万5,000円となっております。

以上です。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、2款総務費、説明を求めます。佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 10ページになります。2款総務費1項総務管理費であります。5目財産管理費は、平成22年度及び平成23年度において、地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した事業の財源に充てることを目的として、財政調整基金積立金5,000万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、説明を求めます。佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 次に、3款民生費1項社会福祉費であります。2目老人福祉費は、実績見込みにより公共投資臨時交付金を財源として実施している老人福祉施設改修事業費2,196万円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

6款農林水産業費、説明を求めます。佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 次に、6款農林水産業費3項水産業費であります。1目水産業総務費は、国の経済危機対策に係る公共事業の追加に伴う負担の軽減を図るため、漁業集落排水事業特別会計繰り出し金960万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

8款土木費、説明を求めます。佐々木総務企画部長。  
○総務企画部長（佐々木信蔵君） 次に、8款土木費5項都市計画費であります。3目公共下水道費は国の経済危機対策に係る公共事業の追加に伴う負担の軽減を図るため、公共下水道事業特別会計繰り出し金4,500万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第28号「平成21年度久慈市一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「平成21年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、歳入歳出別に説明を受け審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） 議案第29号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。2歳入であります。4款繰入金1項1目一般会計繰入金に960万円の増額を計上、6款1項市債1目下水道事業債は、960万円の減額を計上いたしました。これは、地域活性化・公共投資臨時交付金充当に伴う財源を更正しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

歳出、説明を求めます。亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） 12ページをお開き願います。3歳出であります。2款漁業集落排水事業費1項1目漁業集落排水整備費は、歳入に伴う財源更正を計上いたしました。

以上であります。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、地方債の補正、説明を求めます。亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） 4ページをお開き願います。地方債の補正であります。第2表のとおり、その限度額を960万円減額し、1億1,610万円にしようとするものであります。

以上でございます。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第29号「平成21年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成21年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、歳入歳出別に説明を受け審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 議案第30号について、事項

別明細書によりご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。2歳入であります、4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、地域活性化・公共投資臨時交付金の充当分として4,500万円の増額を計上いたしました。

7款1項市債1目下水道事業債は、4,500万円の減額を計上いたしました。

以上であります。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 12ページになります。3歳出であります、2款下水道事業費1目下水道整備費1目管渠施設費は、歳入に伴う財源を更正いたしました。

以上であります。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、地方債の補正、説明を求めます。晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 4ページになります。第2条、地方債の補正であります、第2表によりご説明を申し上げます。下水道整備事業について、限度額を変更しようとするものであります。

以上であります。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に、討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第30号「平成21年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議員派遣の件

○議長（宮澤憲司君） 日程第5、議員派遣の件を議題いたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第120条の規定に基づき、平成22年4月8日から9日まで、二戸市で開催の平成22年度岩手県市議会議長会定期総会、並びに平成22年4月15日から16日まで、会津若松市で開催の第62回東北市議会議長会定期総会に、副議長濱欠明宏君を、また、平成22年4月14日から16日まで、千葉市で開催の市議会議員特別セミナーに山口健一君をそれぞれ派遣することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

~~~~~

## 日程第6 発議案第29号、発議案第30号、発議案第31号、発議案第33号

○議長（宮澤憲司君） 日程第6、発議案第29号から発議案第31号まで及び発議案第33号の4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案4件は、各会派共同提案でありますので、会議規則第37条3項の規定及び先例により、議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、採決いたします。発議案第29号「国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書の提出について」、発議案第30号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について」、発議案第31号「改正貸金業法の早期完全実施等を求める意見書の提出について」、発議案第33号「久慈市議会議員定数条例審査特別委員会の設置について」、以上の4件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第29号、発議案第30号、発議案第31号及び発議案第33号の4件は、原案のとおり可決されました。

この際、ただいま設置されました「久慈市議会議員定数条例審査特別委員会」の委員長及び副委員長を委員会条例第8条第2項ただし書きの規定により、当職において指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

よって、当職から、委員長に佐々木栄幸君、副委員長に小倉建一君を指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり選任されました。

~~~~~

日程第7 発議案第28号、発議案第32号

○議長（宮澤憲司君） 日程第7、発議案第28号及び発議案第32号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番中塚佳男君。

〔12番中塚佳男君登壇〕

○12番（中塚佳男君） 発議案第28号「久慈市議会議員定数条例」について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

全国の自身体では昨今の厳しい財政事情から、事務事業の見直しを初め、組織機構の見直し、合理化など行政改革の推進に努めており、当市においても市政改革プログラムに基づき事務事業の統廃合や市単独補助金、負担金の削減、保育園、デイサービスセンターの民間委譲、職員定数の縮減、組織の見直しなど、健全で効率的な行財政運営に取り組んでいるところであります。

また、地方議会においても、議員定数削減などみずからの改革を推し進めており、平成20年12月末現在の全国市議会議長会の調査によると全国の81.8%の市議会において定数削減を行っている状況にあり、岩手県内の市議会においても、議員定数削減を実施した市議会は7市、特別委員会等を設置し、協議、検討している市議会が2市となっており、議員定数の削減は全国的な趨勢となっております。

久慈市議会の現状を見ますと、平成17年の国勢調査人口に対する議員一人当たりの人口割合は、東北6県の人口5万人以下の類似都市16市の平均が1,964人と

なっているのに対し、当久慈市は1,505人であり、16市中最も少なくなっている現状であります。

議員定数については、当市議会においても昨年9月から、議会運営委員会で検討を重ねてきたところでありますが、残念ながら意見の集約に至らなかったところでございます。

しかしながら、社会情勢や世論の状況等を勘案すると、当市議会においても議員みずからが率先し、議員定数の削減を実践すべきであり、現在の議員定数から2名を削減し、議員定数を24名とする久慈市議会議員定数条例を地方自治法第91条第1項の規定に基づき提案するものであります。

議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（宮澤憲司君） 18番城内仲悦君。

〔18番城内仲悦君登壇〕

○18番（城内仲悦君） 私は、発議案第32号「久慈市議会議員定数条例」について、提出者を代表し、提案の説明を申し上げます。

私どもの提案は、久慈市議会議員定数を1人減し25人とするものであります。

議会議員定数問題はこれまで、議会運営委員会を中心に話し合われてきましたが、議員全員が一致して定数を減らすということにはならなかった。このことは各議員ご承知のことです。もちろん意見はいろいろ出ました。大幅に減らす意見、数人減らす意見、合併したばかりで今減らす時期ではないという意見、議会制民主主義を確保することが重要との立場から、議員定数を減らしてはならないという意見等であります。

議長の諮問に対して、議会運営委員会の答申は、議員定数を減らさない・減らすの両論併記での提出でありました。このような答申が出されたことから、議長が腹におさめて、事態の收拾を図るのではないかと期待を持っていました。2月8日に本会議終了後議員全員協議会が開かれ、全議員が定数問題についてそれぞれの思いを発言しました。そこでも、削減ゼロから最大6人の削減の意見の表明がありました。その後、定数を減らそうとする議員各位が集い、2人減の発議案が出されるとの情報があり、対応策を検討いたしました。

私はもとより、議員定数を減らすことには反対であ

りましたが、もし減らすのであれば、1人しかないだろうと考え、同調者を募ったところでもあります。

既に、市長選挙と同時に、議員の再選挙が行われ、既に2人の候補者が立候補するのではないかとの情報があります。新しい議員が大いに出てほしいとの議論もあった中で、今の時期に定数減をすることは、立候補しようとする意欲に冷や水をかけることにはならないだろうか、非常に心配であります。

どうか、議員各位におかれましては、議員定数問題は、ただただ、多数決でばっさり切ってはならない重要な問題であることを、心静かに考えていただきたいのであります。

以上、提案理由を申し述べましたが、発議案第32号に議員各位のご賛同を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮澤憲司君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。12番中塚佳男君。

○12番（中塚佳男君） 1点だけお伺いします。濱欠副議長に質問いたします。この定数問題は、発議案28号に対し、2月25日、2人の定数削減に賛同していただきました。そういうことで、ほっとしていたところでありましたが、翌26日に撤回し、28号に署名したのを撤回し、32号に署名しております。

そこで一つお伺いしたい。この撤回した真意について私はお伺いしたいと思います。コメントがあったらお答え願います。なければ、これで結構でございます。

○議長（宮澤憲司君） 23番濱欠明宏君。

○23番（濱欠明宏君） 今中塚議員から私の意図についてお尋ねがありましたけれども、私は2月8日の会議に、議員提出削減の会議に参画をしました。その際、4名あるいは6名、あるいは2名、そして私は1名というふうなことで意見を申し上げましたけれども、終局において12名の方が2名の減というふうなことでままとりました。私は帰ろうとしましたが、いやそうではないんじゃないかということで、慰留されて、それで、結果として、私も削減をやぶさかでない。1名だったんですけど、やぶさかでない。発議をするとなれば3名の発議が必要だというふうなことから、その会場においては、発議者、私に同調するのはいなかったというふうなことで、それについては皆さんの意を対しながら署名をしたわけですが、その後、ただいま城内議員の発議案、提案理由があっ

たわけでありすけれども、1名減と、かねがね私が主張していました1名減ということについての発議がまとまったというふうなことになりまして、中塚さんにそういうわけで名前を削除してくれというふうなことで、今日に至っておるわけでありまして、私からも1名減というふうなことで、重ねてこれについては議員各位のご了承、ご理解を賜りたいと思うところであります。

以上であります。

○議長（宮澤憲司君） 24番八重櫻友夫君。

○24番（八重櫻友夫君） 私のほうから、ただいまの発議案の説明されました28号と32号のお2人の方からお考えをお聞きしたいと思います。

私の議員定数についての持論は、先日の皆さんの前でもお話ししたんですが、やはり合併して間もないわけでありすし、また、こういう時代、いろんな点で経費削減とかという考えで減らすものではないという持論を持っております。また、減らすのであれば、それなりの、例えば議員1人減らすことによってどのぐらいのお金がある。それを、じゃあどういふ方面に向けてもらいたいという理由を私はいつも持っております。

例えば1人議員が減ることによって年間500万円から600万円、2人減れば1,000万円、そうしたら、その金を例えば、今道路を直していただく共同事業のほうのそこに向けてもらうとか、例えば、それから、あと公民館のほうの改修等に向けてもらうとかという考えをお持ちなのか、1名減らす説明者と、それから2名を減らす説明者にお伺いしたいと思います。ただ単純に減らしたい、それを経費削減だという意味であれば、私はこの考えとはちょっと若干違いますが、いずれ私は減らさないという立場の中で、2名よりは1名でいいという思いで賛成させていただきましたんで、いずれその使い道、経費を削減したことによってのそれをどの方面に向けてもらいたいのか、そういう考えはないのであればなくて結構ですので、よろしく願います。

それから、2点目ですが、この二つの発議案で12名と11名のお名前が書いてあります。これは、やはり議員一人ひとり政治家としての自覚でこのように署名されたと思いますが、足していきますと、議長さんを除いて1人の方が署名してないようですが、この方にこ

の署名の説明をされたのか、そしてまたお願いをしたのか、また断られたのか、してなかったのか、その内容についてもあわせてお願いしたいと思います。

○議長（宮澤憲司君） 18番城内仲悦君。

○18番（城内仲悦君） 二つの質問があったというふうに思いますが、議員を削った経費はどう使うかという質問ですが、私は、議会の経費というのは、まさに民主主義を確保する必要な費用だと思っておりま

す。この経費が削減になったからどこに使うという問題の経費じゃないというふうに私は思っています。私以前から申し上げているのは、議会の活性化、議会が当局のやっていることに対して、チェック機能を十分果たしてきたのか、果たせてるのか、そのために議員がどういう活動をするのかということが、今我々議員にむしろ求められているというふうに私は思いま

す。先日研修会がございました。市町村会の副会長でしたか、町村会の幹部の方が見えて、今後の議会のあり方についてもる勉強させていただきましたが、まさに今我々議員がどういう活動していくのか、どういう議会をつくっていくかということが、今こそ求められている時期だというふうに思っていますし、私は、定数減じゃなくて、私たち議員の活動内容を真剣にみんな考えて、立派な久慈市議会をつくっていくことが大きな任務だと思っていますので、そういうふうにお答えしておきます。

それから、働きかけをしたかどうかについては、コメントいたしません。

以上です。

○議長（宮澤憲司君） 12番中塚佳男君。

○12番（中塚佳男君） 私からも私の考えを申し上げます。

私は、選挙で市民から選ばれた議員の1人として、常に市政に対する監視と市政発展、市民の幸福を祈りながら、市民に対する奉仕の心で日々の行動と活動しなければならぬと思っています。つまり、奉仕とは私欲を捨てて社会に力を尽くすことでありますし、市政が、市財政が厳しさを増す現在にあって、議会議員報酬等のために要する必要経費の削減も市民に対しての最大のサービスだと私は思っています。

今回の議員定数削減は、議員みずからが、議員一人ひとりが自分自身の保全に力点を置かず、削減によっ

て生じる財源を市政全般に反映させていただくものと思っております。

以上でございます。

○議長（宮澤憲司君） 12番中塚佳男さん、24名の発議者の代表者でありますけども、さっき24番八重櫻友夫君の質問があったわけです。佐々木議員に呼びかけをしたのかというふうなことがありましたけれども、そういう経緯はありましたか。

○12番（中塚佳男君） 働きかけをしません。

○議長（宮澤憲司君） 働きかけはしていないということですか。

○12番（中塚佳男君） はい。

○議長（宮澤憲司君） 了解ですか。

○24番（八重櫻友夫君） はい。

○議長（宮澤憲司君） あとありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案2件は、ただいま設置の久慈市議会議員定数条例審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。山内市長。

〔市長山内隆文君登壇〕

○市長（山内隆文君） 第20回久慈市議会定例会の閉会に際しまして、貴重な時間をいただきましたが、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって本定例会に提案をいたしました平成22年度一般会計予算を初めとする諸案件につきまして、提案のとおり可決、ご賛同を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、今議会は私にとりまして、今任期最後の定例会であります。この4年間を省みますと、この議場において交わされた市政発展への熱い思いを込めた数々の議論が想起されるところであります。まことに感慨ひとしおのものがございます。

私はこれまでたびたび申し上げてまいりましたが、地方自治体のみずからの意思でもって決定を

する、みずからの力でもって立ち上がっていく、要するにみずからを律する自律と、みずから立ち行く自立、この二つの「じりつ」を掲げながら大きく進んでまいらなければならないと、このように訴えてまいりました。

そして、さらに、市政を発展させるその原動力は何といっても市民であるわけであります。行政の努力にも一定の限界がある。市民の皆さんだけの努力にも一定の限界があるけれども、両者が力を合わせれば、その限界点を越えることができるだろうと、こういった思いを強く持っております。

私は、こういった考え方に基づき、市民の皆さんとともに歩む市政を築いてまいりたい、市民協働の精神をもって市政を築いてまいりたいと、このように申し上げてきたところであります。

しかし、市民の皆さんがみずからの力で頑張ろうという、その気持ちを奮い起こさせるためには、何といっても達成感といったものがなければならないというふうに思っております。どんなに努力しても達成することができなくなれば、努力する気概というものが見失われてしまうだろう。やはり、市民の皆さんと行政が一つの課題を共有しながら、その解決に向かっていって、解決したときのこの達成感を共有することが市政発展の大きな大きな原動力になるものだというふうに思っております。

そういった市政を築く上でさらに細かな重要な事項がたくさんあるわけであります。教育、福祉、医療、子育て支援、これらの充実が図られなければならないという思いがございました。

一方では、財政規律を守らなければならないという使命を私どもは担っております。したがって、市民の皆さんのご要望のすべてに応え切れることはできなかったところもたくさんあると思います。しかし、私は、この財政規律をまずは守りながらも、先ほど申し上げた教育、医療、福祉、あるいは子育て支援、この分野の充実に力を注いできたところであります。

なお、これで十分だとは考えておりません。さらなる充実が必要であると考えておりますが、しかし、さらに充実するためには、やはり一定の財源が確保されなければならないと思います。財源がないことを理由してはいかと主張される方もありますけれども、しかし、私どもは行政体として責任を持って事業を遂行していく

ためには、財源といったものを座視することはできないわけであります。私はこの財源を確保していく上で、市政改革プログラム、これを策定をし、経費の節減に努め捻出を図ってきたところでありますし、国・県等の有利な財源の確保にも努めてまいりました。さらに自主財源の大宗であります市税収入、この増大を図っていかねばならないとも考えてまいりました。税率を上げるという道は、これはとることはできません。となれば、課税客体を増大をさせていくことに尽きるのだろう。この課税客体を増大させていくためには、何といっても雇用の場の創出確保が大切であると、こういった思いでありました。この雇用の場の創出確保のために、私は幾つかの柱を立てさせていただきました。一つには、生産、加工、流通、消費、これらを農林水産業の6次産業化と言っているわけでありますが、これを進めると同時に、これだけではまだ不十分である。これに交流といった言葉を加えた、海業、山業、里業を提唱しこの振興に努めてきたところであります。

山形地区においては、ご承知のとおり、教育旅行をという形で、合併前は大体1,500人ぐらいの子供たちがあの地区に訪れておりました。合併後においては、倍倍と増えてまいりました。現在では6,000人を超える子供たちがあの地区に来ております。山里の暮らしを体験しながら交流をさせていただいております。私はこの教育旅行をさらに全地域に広げてまいりたいと、このように考えております。

こういった、海業、山業、里業の振興による農林水産業の振興ということに力を注いでまいりました。また、同時に、未利用資源の利活用、あるいは産学官連携による共同研究等によりまして、新商品開発、企業の新規や進出、さらには企業支援、業を起こそうする方に対する支援といったものを行いながら、この地域から湧き上がる、そういった内発型産業の振興にも努めてきたところであります。

いずれ、こういった施策と相まって、市民の皆さんの努力があつて、その結果として、市民所得の向上も図られつつあります。民力指数も上昇しているわけであります。平成8年、9年ぐらいの中心市街地の商品売上高、これが平成14年前後には半減をしました。交通量も半減していたわけであります。その後、中心市街地への取り組みが開始され始めて、今回復に向かっているという状況にもあります。

私は、こういった現状をとらまえて、さらにしっかりとした市政を築く必要があるものと、このように思っております。

議員諸兄におかれましては、どうぞこの議場で交わされたさまざまな活発な意見を現実のものとしていただきますように、今後の活躍を祈るものであります。

住宅リフォーム奨励事業、これも議員の方々のご議論の中から生まれてきたものであります。まさに市当局、議会は市政発展のための車の両輪であるなどということを感じております。議員諸兄の今後ますますのご活躍を心から祈りますと同時に、私自身もまた皆様と熱く議論交わせる機会がありますことを願うものであります。

この4年間大変にお世話になりました。今後とも、どうぞよろしくお願いを申し上げて、私からのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

~~~~~

#### 閉会

○議長（宮澤憲司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第20回久慈市議会定例会を閉会いたします。

午後3時02分 閉会